



ルールを守って 安全に自転車を利用しよう!

違反行為は事故のキケンを高めます!

自転車の違反行為は交通事故を招く危険を高めます。事故の被害者となるばかりか、時には加害者となることも。ルールを守り、安全な運転を心がけましょう。



違反行為
の例

並進

ヘッドフォンを
付けての走行

携帯電話を
使用した走行

ジグザグ
運転

右側を
逆走通行

二人乗り

巻き込み事故に注意!

車が右左折するとき、後輪が前輪よりも内側を通ります。これを内輪差といい、特に車体の長いトラックなどは内輪差が大きいため、注意が必要です。自転車で車体の長いトラックと並行して走行していると、トラックが左折した際などに巻き込み事故にあう危険があります。



並行して走行していると、内輪差により巻き込み事故にあう危険があります。

自転車に乗るときはヘルメットを着用しよう!

「道路交通法の一部を改正する法律」(令和4年法律第32号)により、大人も子どもも、全自転車利用者に、ヘルメット着用が努力義務となりました。自転車の死亡事故で、最も多い致命傷は頭部の損傷。ヘルメット無しだと致死率は2.2倍に! (平成29年~令和3年合計) 大切な命を守るために、必ず着用しましょう。



出典:警察庁ウェブサイト <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/info.html>

自転車を安全に
利用するために
守りましょう!

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 保護者の方へ伝えてね 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

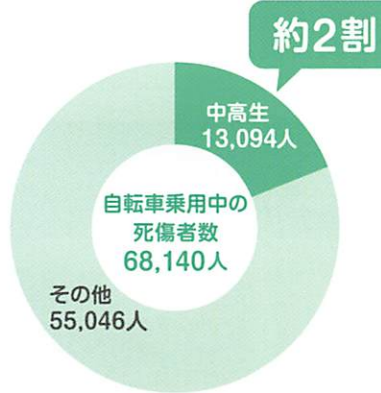




自転車の交通事故の約2割は中高生。
特に違反行為は事故の危険を
高めるので、絶対にやめましょう!

自転車の交通事故の 約2割は **中高生!**

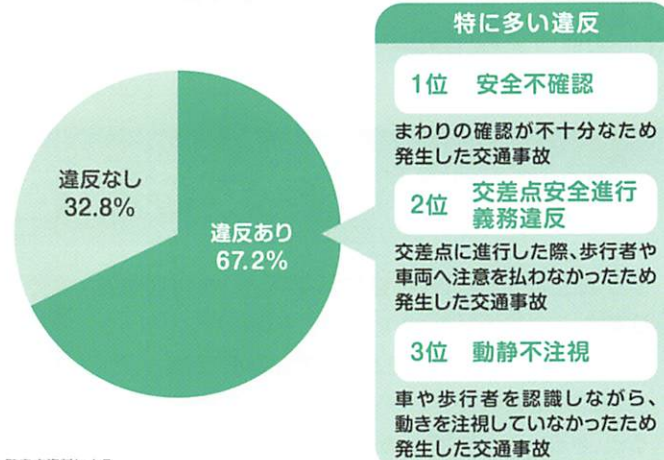
■自転車乗用中の死傷者数
に占める中高生の割合(令和4年中)



警察庁資料による

中高生の自転車乗用者の死傷者のうち 違反があったのは **6割以上!**

■中高生の自転車乗用者(第1・2当事者[※])の
違反有無別死傷者数の割合(令和4年中)



警察庁資料による

※第1当事者とは過失の最も多い者をいい、過失が同程度の場合は、被害の程度がより軽い当事者をいいます。また第1当事者の相手方が第2当事者となります。

もし違反をして交通事故を起こしたら・・・
あなたには社会的な責任が発生します!



自転車は自動車やバイクと同様に車両です。交通ルールを守らずに事故を起こした場合、刑事上の責任が問われます。また、相手への賠償金の支払いといった民事上の責任も発生するなど、あなただけではなく、あなたのご家族も含め、この責任に向き合わなければなりません。

刑事上の責任

「懲役」「禁錮(きんこ)」「罰金」「料料」の処罰を受けます。

民事上の責任

ケガや死亡させたり、物を壊した際に損害賠償金を支払います。

道義的な責任

相手方を見舞い、誠実に謝罪するという責任が生じます。

自転車での加害事故例

賠償額※

9,521万円

事故の概要

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)

※賠償額は、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。
出典：一般社団法人 日本損害保険協会HPより(令和4年8月時点)